

第6章 計画の推進にあたって

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

計画の実現を目指し、福祉、教育、産業、都市計画等の庁内の関係部局により連携を図り、事業の進捗状況を管理するとともに、総合的な取組みを推進します。

また、学識経験者や子育て支援関係者、市民などの参画による「東広島市子ども・子育て会議」において、年度ごとに計画の進捗状況についての点検・評価とその後の取組みの検討を行い、必要がある場合には見直しを行い、計画を推進します。

2 地域が一体となった取組みの推進

本計画の推進にあたっては、行政のみではなく、保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体はもとより、子育ての主体である親・家庭、子育て家庭を支援する地域が連携を図りながら、協働による取組みを推進します。





資料

1 東広島市子ども・子育て会議条例

平成25年東広島市条例第33号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、東広島市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、当該委員は、解嘱され、又は解任されるものとする。

3 委員は、非常勤とする。

(専門委員)

第5条 市長は、子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は専門委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第2項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第2項及び前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第2項及び前条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 会長又は部会長は、それぞれ子ども・子育て会議又は部会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部こども家庭課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年5月31日までとする。

3 第7条第1項の規定にかかわらず、施行日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、市長が招集する。

2 東広島市子ども・子育て会議委員名簿

令和2年3月1日現在

区分 (条例第3条第2項)	所属・役職等	委員名
(1) 子どもの保護者	認定こども園の保護者	本條 愛
	保育所の保護者	日野 隆太郎
	幼稚園の保護者	東間 真緒
	地域サロン「きんさい家」 代表	前田 真奈美
	東広島市PTA連合会顧問	大場 由美子
(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	東広島市保育連盟 会長 (三永太陽保育園 園長)	吉野 純子
	東広島市私立幼稚園・認定こども園協議会 代表 (認定こども園さざなみの森 園長)	難波 元實
	青少年育成市民会議 副会長	茶木 富夫
	いきいきこどもクラブ 指導員	加戸 和子
	NPO 法人 子育てネットゆめもくば 副理事長	岡 由美
	広島新生学園 理事長・園長	上栗 哲男
(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	広島大学大学院教育学研究科 教授	七木田 敦
	広島国際大学看護学部 准教授	江口 千代
(4) その他市長が必要と認める者	連合広島賀茂豊田地域協議会 幹事	坪内 直也
	東広島商工会議所 女性会会長	蔵田 すまこ
	東広島市民生委員児童委員協議会 会長	兼原 征男
	東広島地区医師会 副会長 (こどもクリニック八本松 理事長・院長)	杉原 雄三
	東広島市社会福祉協議会 地域福祉課長	松尾 哲
	東広島警察署 生活安全課長	佐々木 栄治
	東広島市 副市長	多田 稔
	東広島市教育委員会 教育長	津森 毅

3 子育て・少子化対策部会及び保育部会の設置について

1 部会の設置

東広島市子ども・子育て会議条例第8条の規定に基づき、子ども・子育て会議に、以下のとおり、部会を設置し、会長が指名する委員又は専門委員で組織する。

(1) 子育て・少子化対策部会

◎七木田 敦	広島大学大学院教育学研究科 教授
前田 真奈美	地域サロン「きんさい家」 代表
大場 由美子	東広島市PTA連合会顧問
岡 由美	NPO法人子育てネットゆめもくば 副理事長

(2) 保育部会

◎難波 元貴	東広島市私立幼稚園・認定こども園協議会 代表
本條 愛	認定こども園の保護者
日野 隆太郎	保育所の保護者
東間 真緒	幼稚園の保護者
吉野 純子	東広島市保育連盟 会長
加戸 和子	いきいきこどもクラブ 指導員

◎：部会長

2 所掌事務

各部会では、以下の事務を処理する。

(1) 子育て・少子化対策部会

- ・「東広島市子ども・子育て支援事業計画」の改訂に関すること
- ・少子化対策に関すること

(2) 保育部会

- ・教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保に関すること

4 調査結果

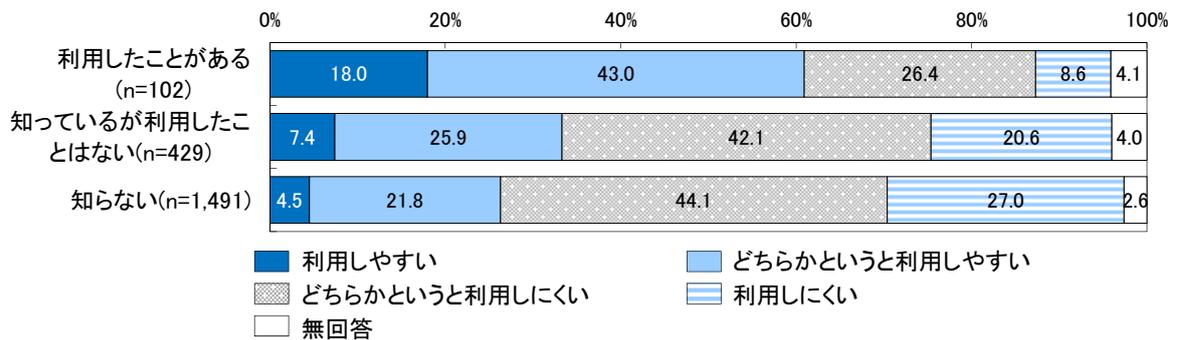
(1) ニーズ調査結果

[図 「出産・育児サポートセンターすくすく」の認知度（就学前児童）]



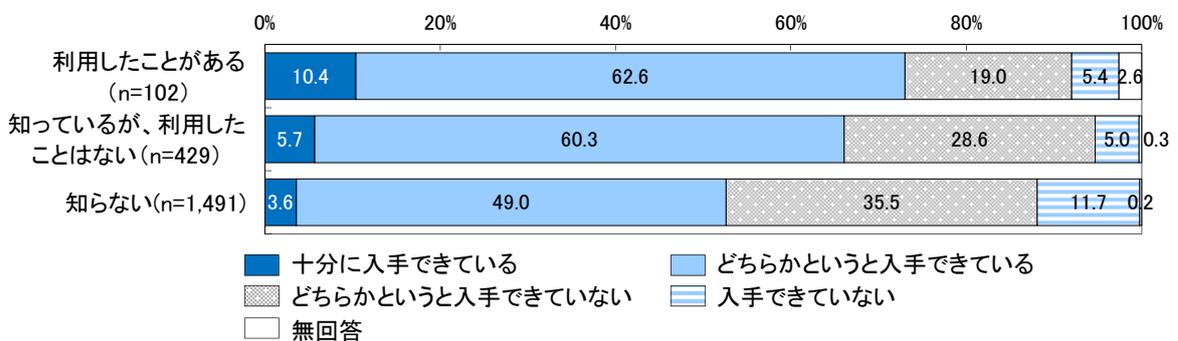
[図 公的な相談窓口の利用のしやすさ

(就学前児童・「出産・育児サポートセンターすくすく」の利用状況別)]

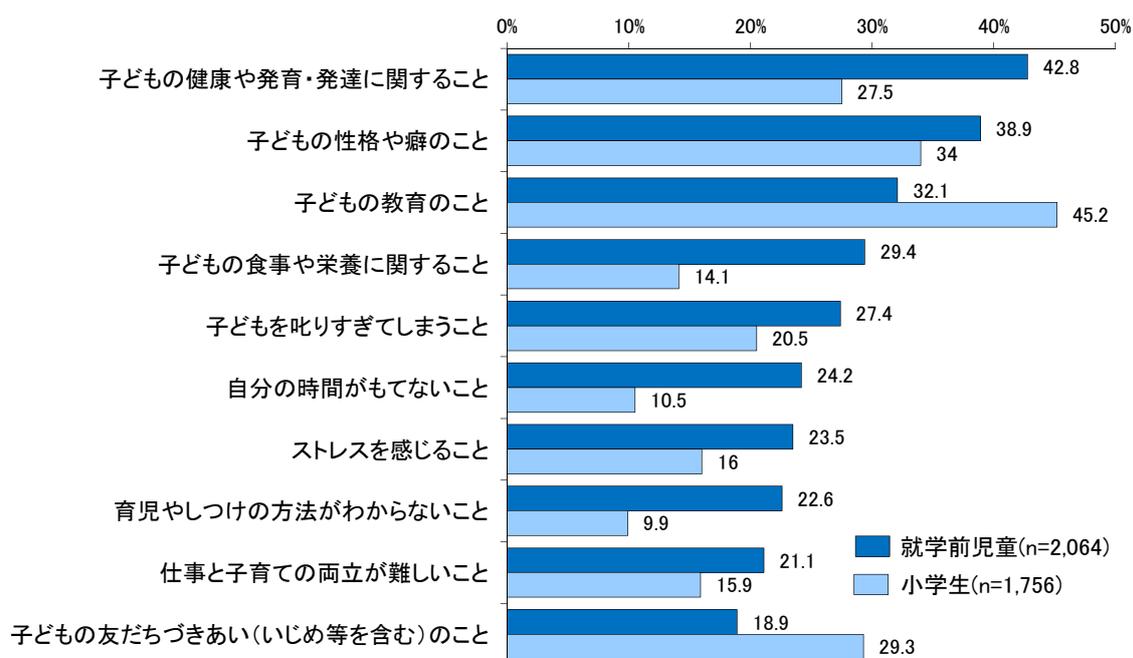


[図 子育てに関する情報の入手状況

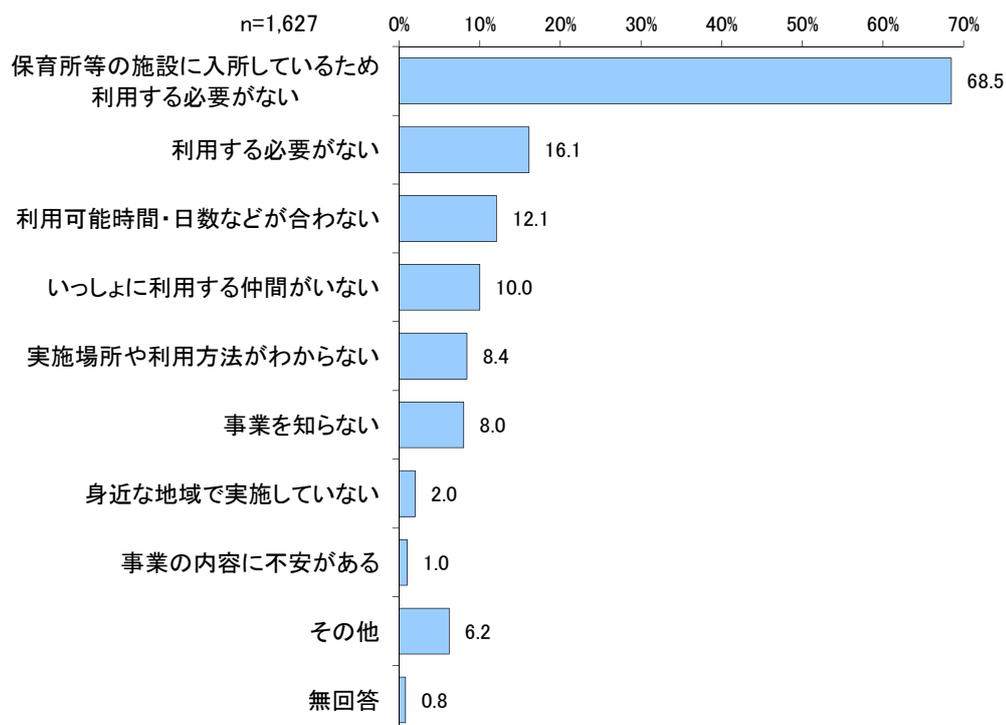
(就学前児童・「出産・育児サポートセンターすくすく」の利用状況別)]



[図 子育ての悩み（上位10項目）]

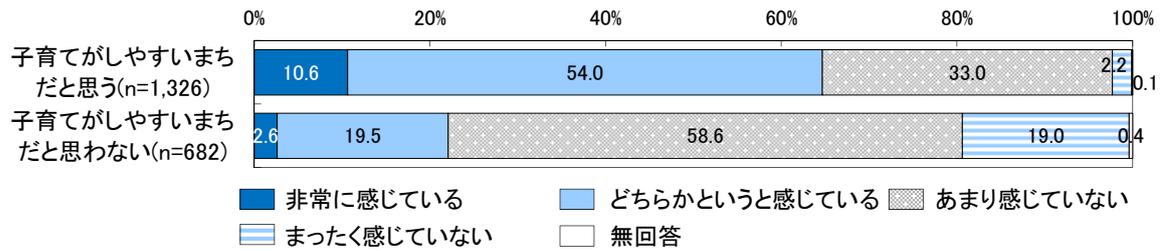


[図 子育て支援センターを利用していない理由（就学前児童）]

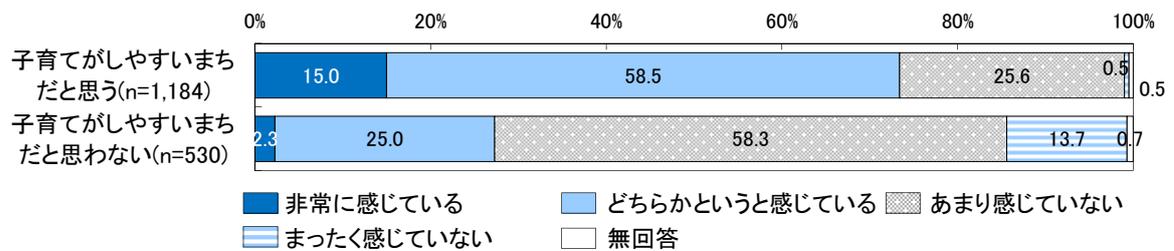


[図 地域の人々や社会全体の支えの感じ方（子育てがしやすいまちの評価別）]

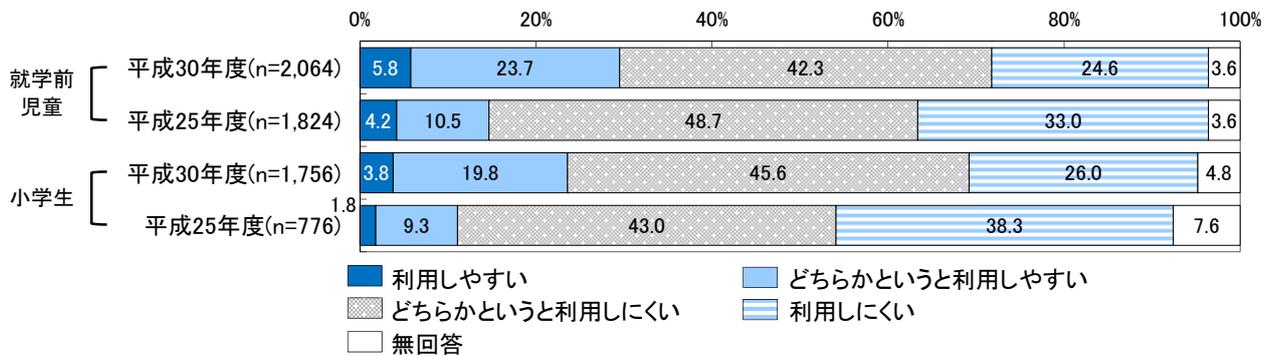
(就学前児童)



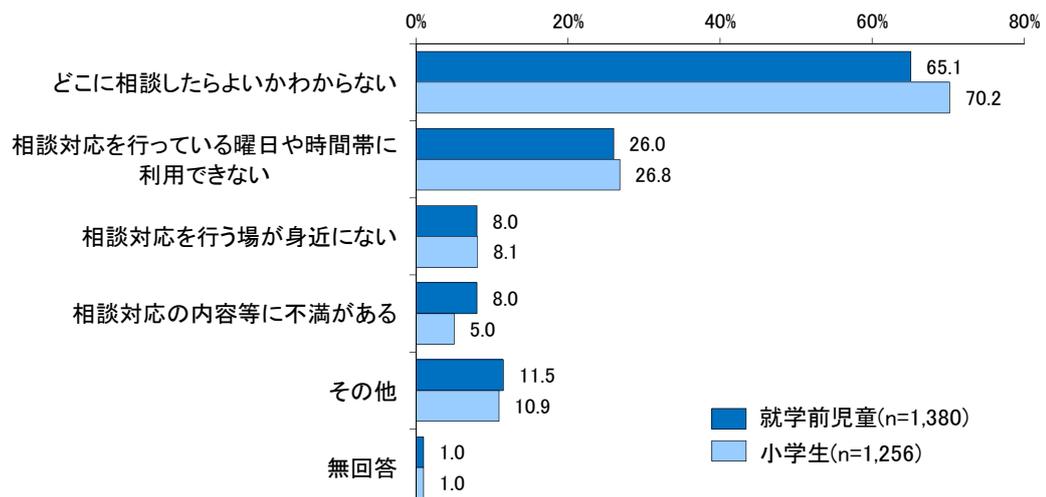
(小学生)



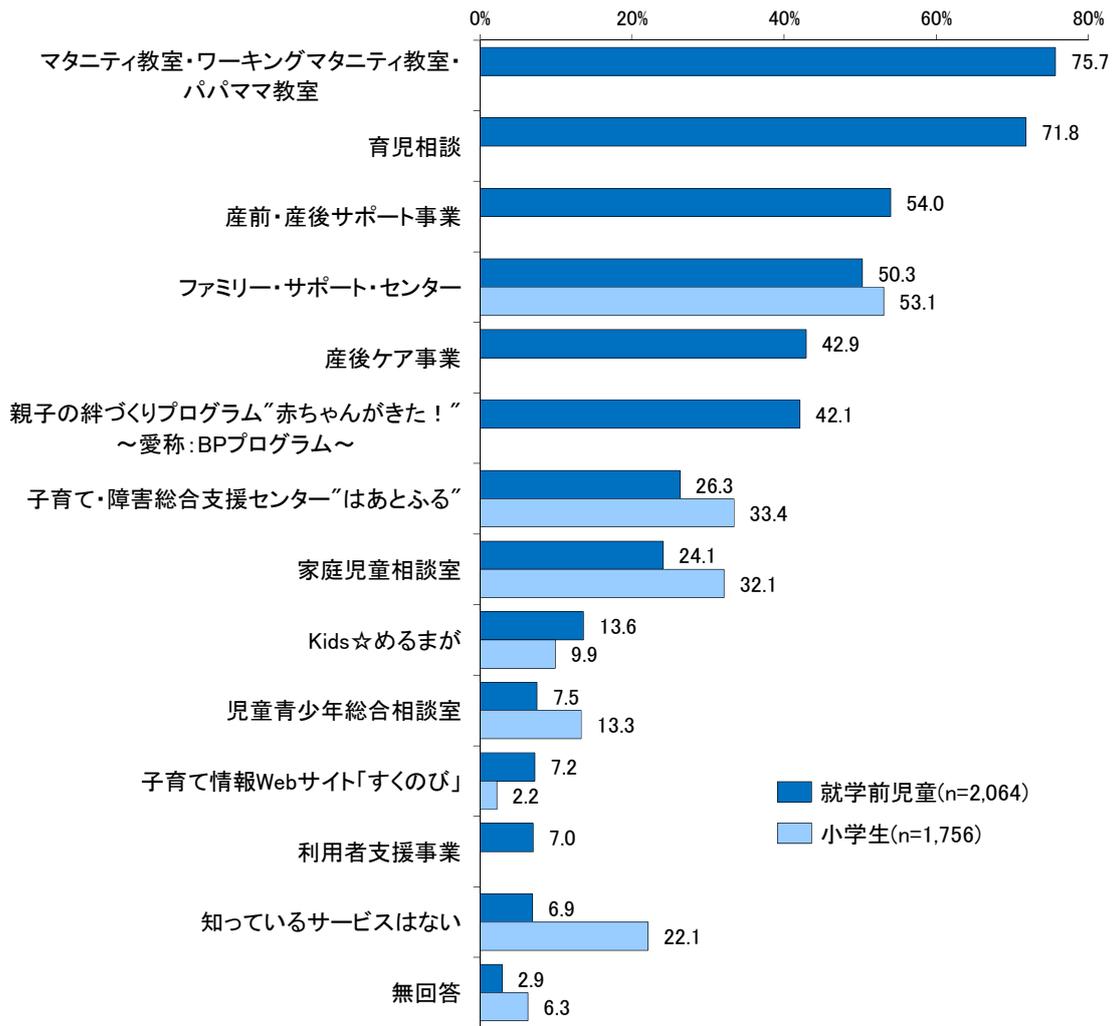
[図 公的な相談窓口の利便性（前回調査結果との比較）]



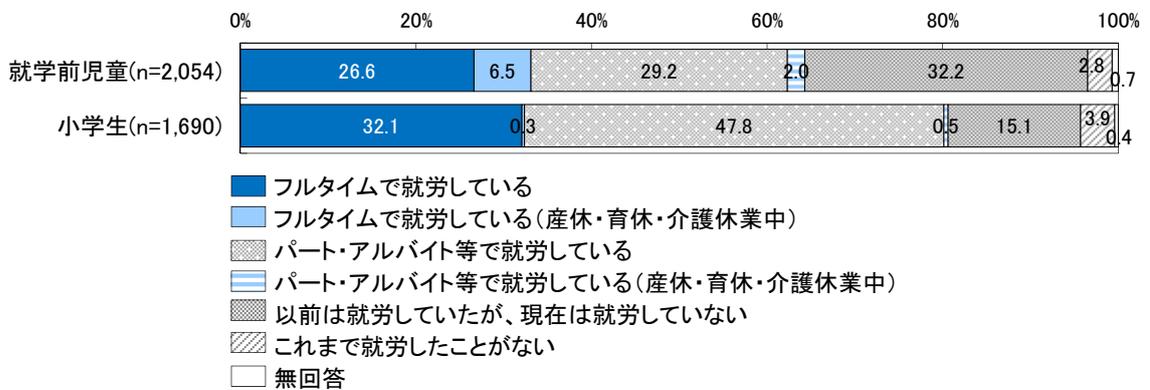
[図 公的な相談窓口を利用しにくい理由]



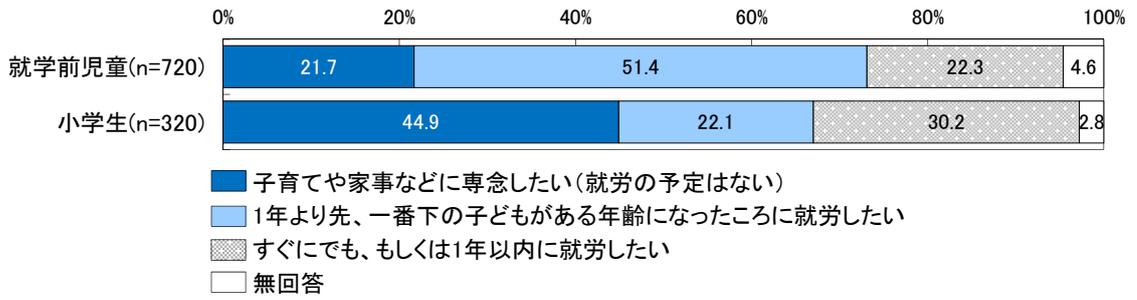
[図 知っている子育て支援サービス]



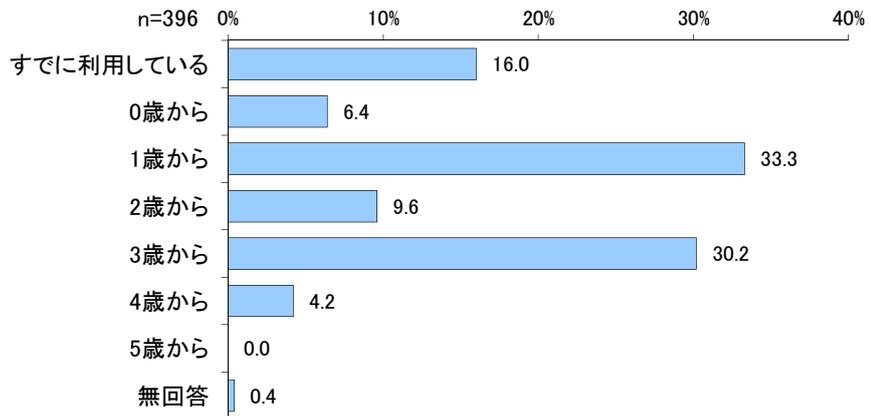
[図 母親の就労状況]



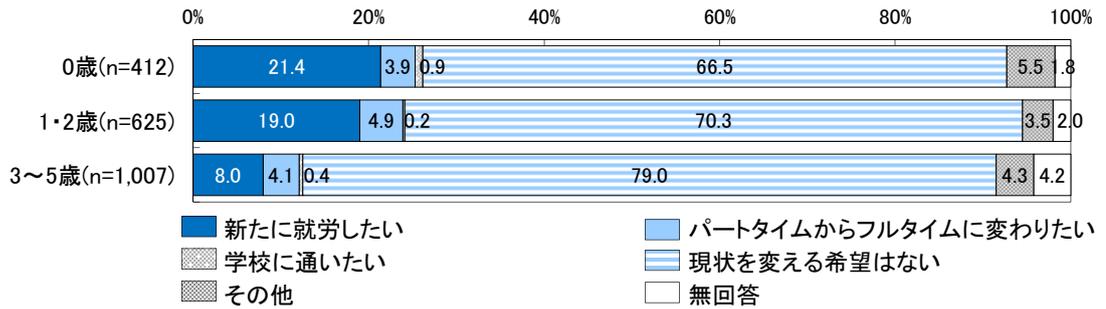
[図 母親の就労希望]



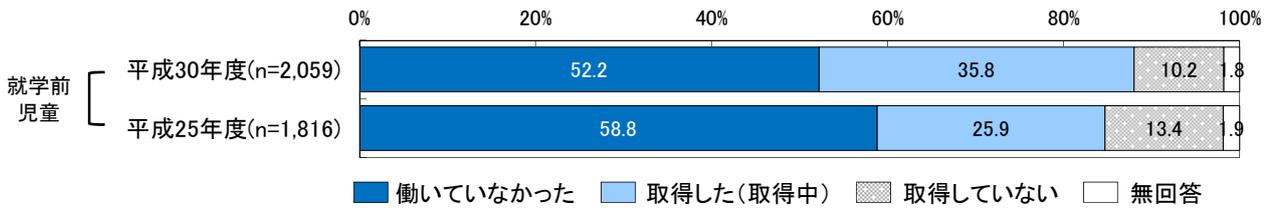
[図 教育・保育事業の利用希望開始年齢（0歳児）]



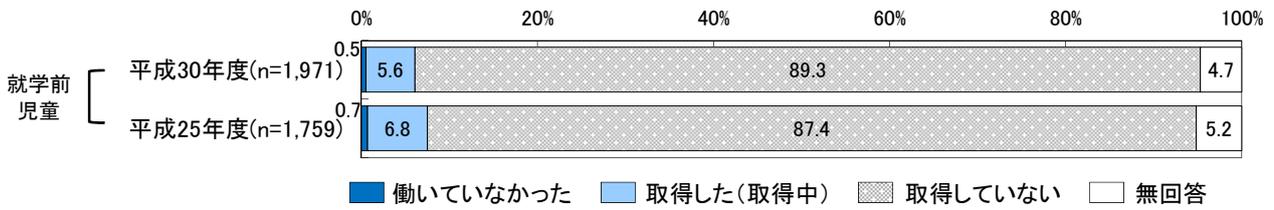
[図 幼児教育・保育が無償化された場合の母親の就労状況等の変更希望（就学前児童・年齢別）]



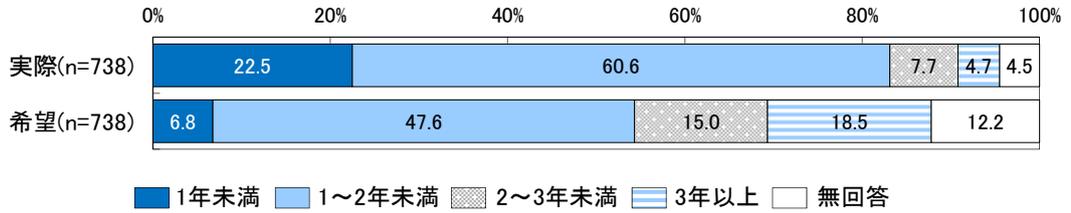
[図 母親の育児休業取得状況（就学前児童）]



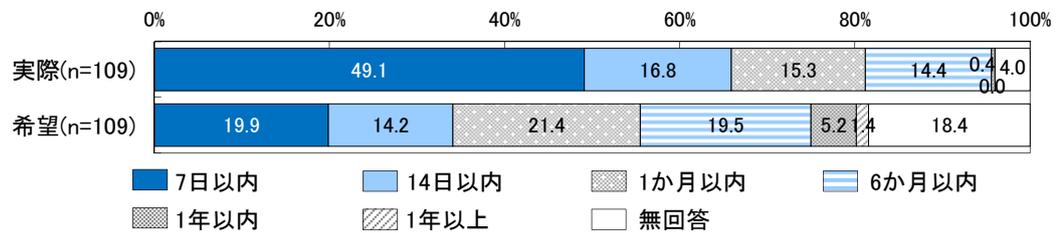
[図 父親の育児休業取得状況（就学前児童）]



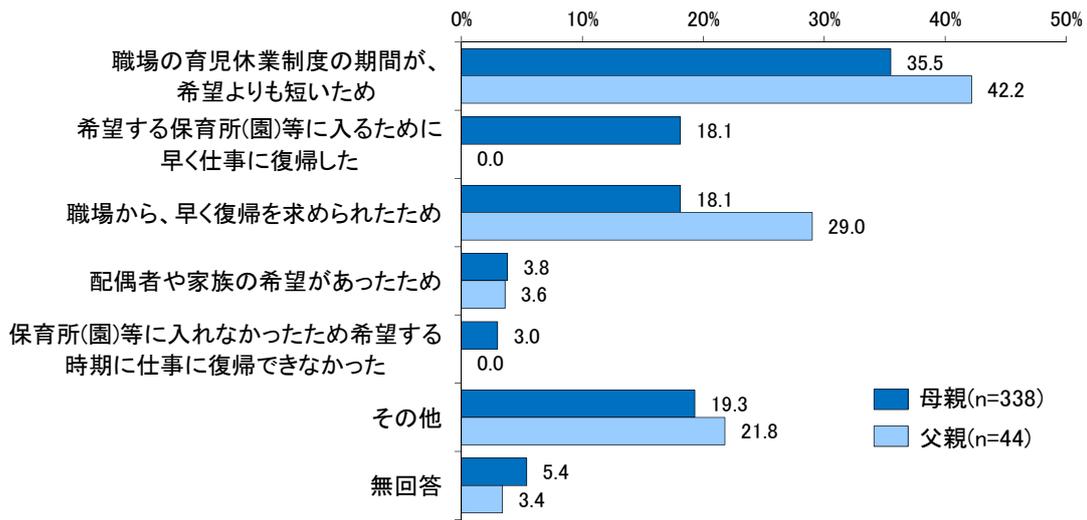
[図 母親の育児休業の取得期間（就学前児童）]



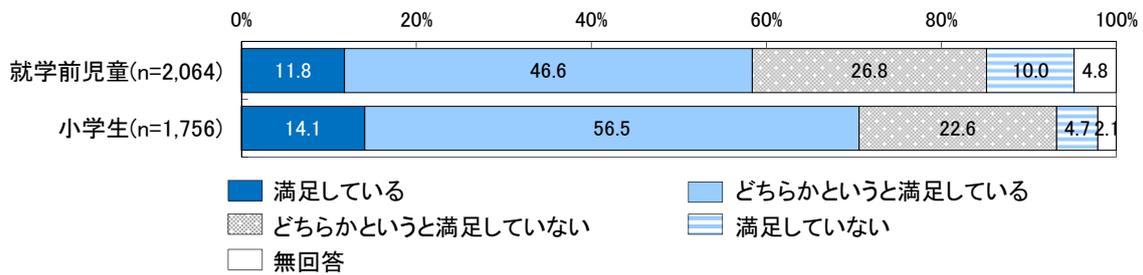
[図 父親の育児休業の取得期間（就学前児童）]



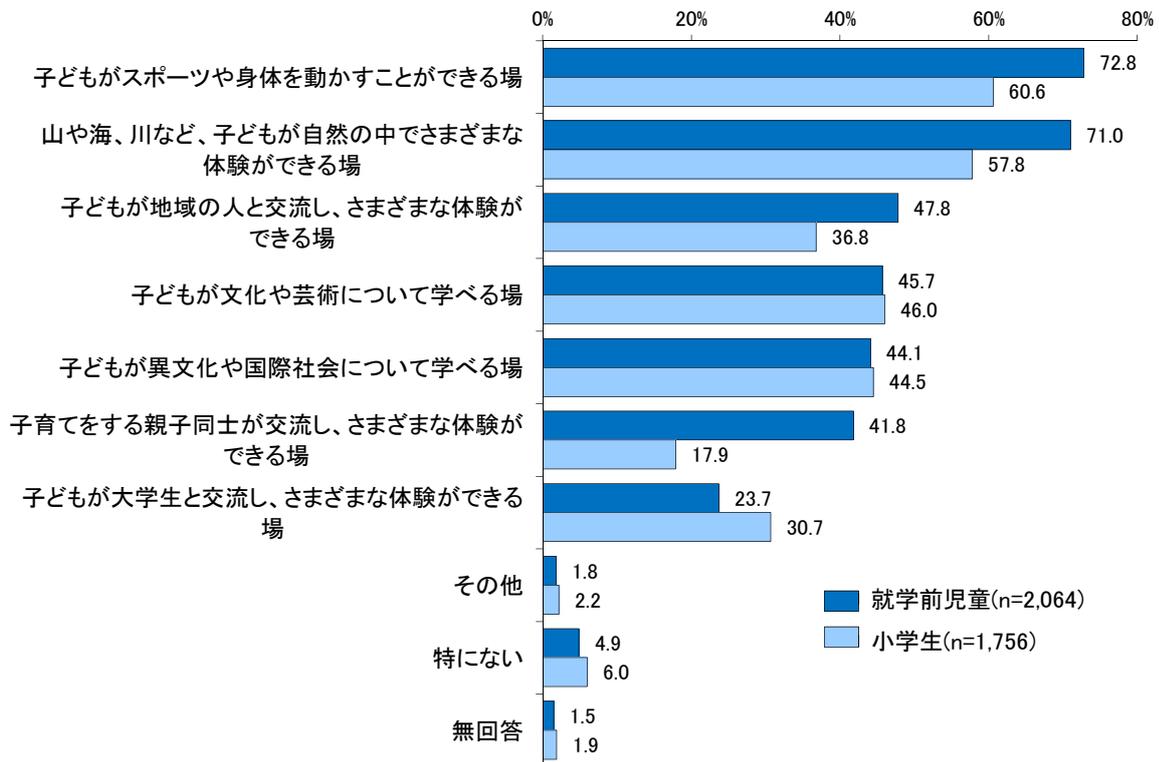
[図 希望の期間取得できなかった理由（就学前児童）]



[図 子どもの地域交流や体験の満足度]

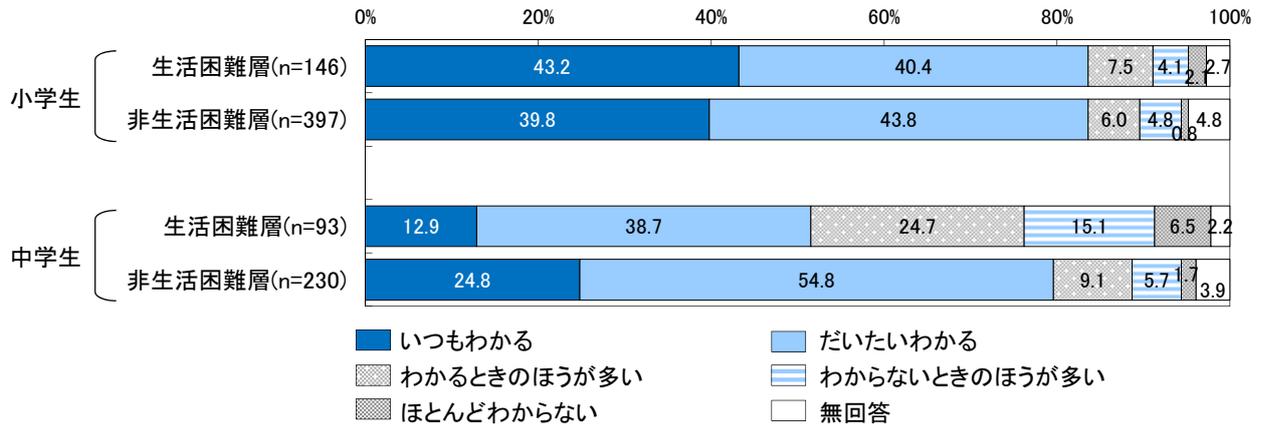


[図 子どもを参加させたい地域交流や体験の場]

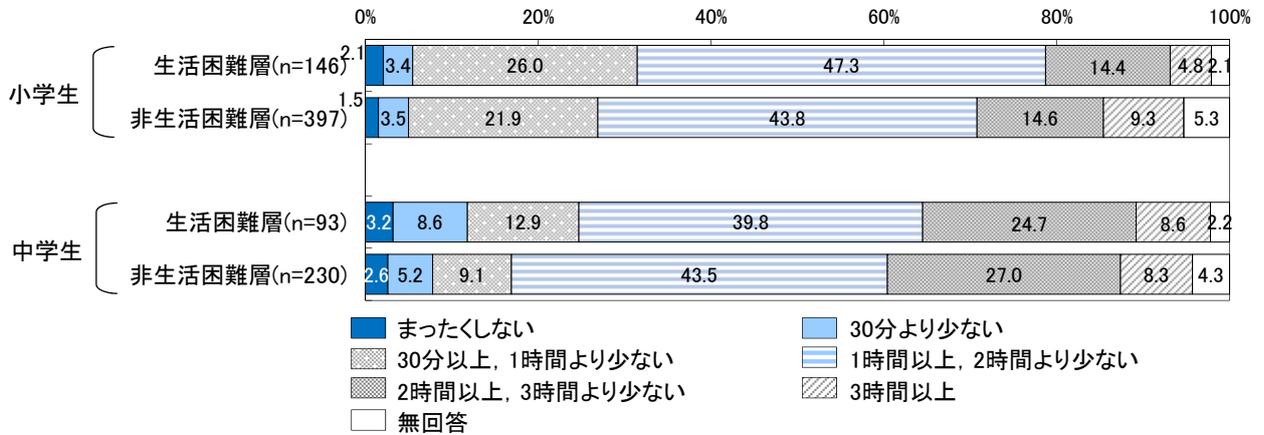


(2) 子供の生活実態調査結果

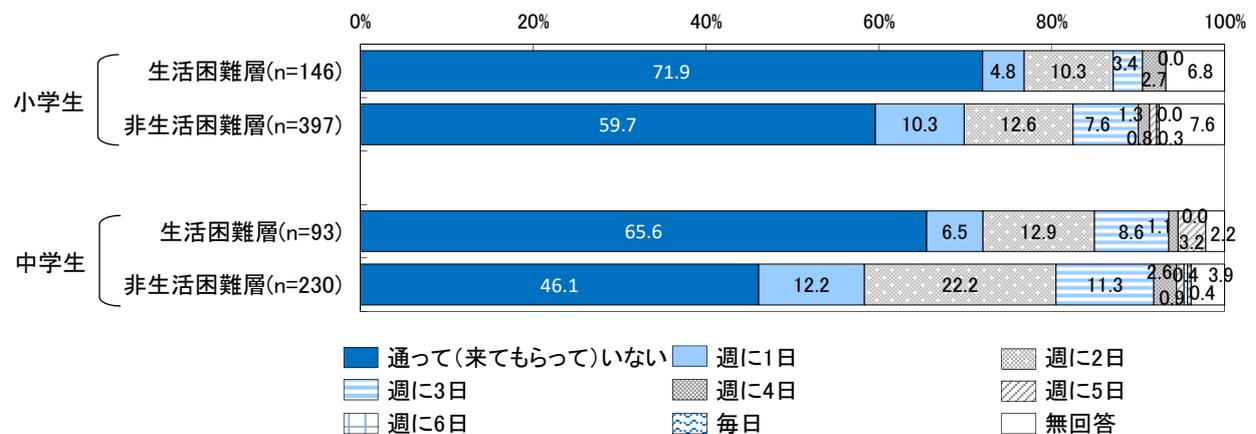
[図 授業の理解度]



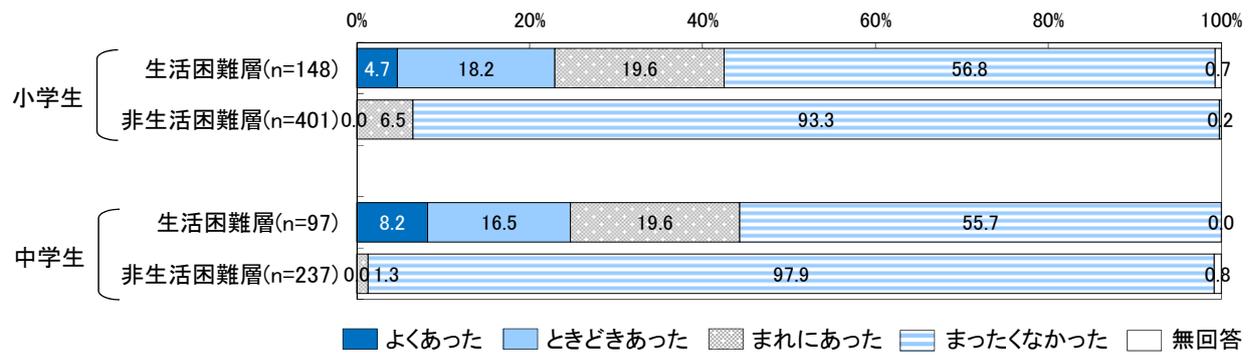
[図 学校外の勉強時間]



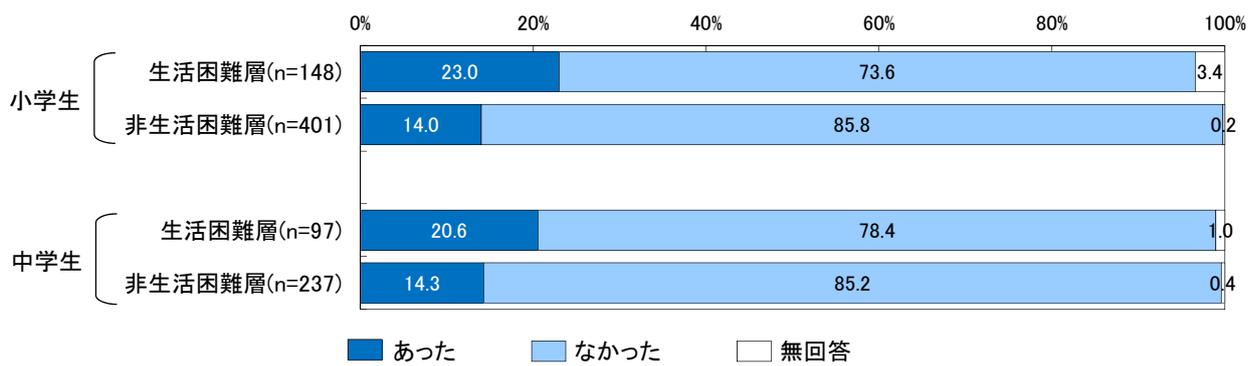
[図 学習塾・家庭教師の頻度]



[図 食料が買えなかった経験]



[図 子どもを医療機関に受診させなかった経験]



5 パブリックコメントの実施結果概要

(1) 目的

子どもの成長、子育てを支援する取組みの更なる充実を図り、総合的に推進するため「第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、広く皆様からご意見を伺い、計画に反映させるため、意見公募（パブリックコメント手続）を実施した。

(2) 実施機関

令和元年 11 月 25 日～令和元年 12 月 20 日

(3) 実施方法

市役所こども家庭課、各支所（地域振興課）、各出張所、各地域センター、各図書館、各福祉センター及び市ホームページで公開し、持参、郵送、ファックス及び電子申請によって意見を受け付けた。

(4) 意見提出者数

7人、0団体

（内訳）

住所別	西条4人、黒瀬1人、豊栄1人、河内1人
年齢別	20歳代1人、30歳代1人、50歳代1人、60歳代2人、70歳代1人、80歳代以上1人
性別	男性2人、女性5人

（参考）ホームページアクセス数：227

(5) 意見数

内 容	件 数
計画全般について	1件
計画の基本理念について	1件
第2期計画に向けた課題について	1件
安心して子どもを産み育てられる支援の充実について	2件
仕事と子育てを両立するための支援の充実について	2件
地域の子育て支援力の強化について	4件
次代を担う子どもを育てる教育・保育の推進について	5件
保育の「量の見込み」と確保方策について	1件
「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組みについて	2件
合 計	19件

(6) 結果の公表

市ホームページへの掲載により実施。

公表期間：令和2年2月6日～令和3年3月31日

6 用語解説

用語		内容
あ行	ICT	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。従来から使われていた IT (Information Technology) に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される言葉
	隘路（あいろ）	物事を進める妨げとなる困難な問題
	育児休業	労働者が会社に申し出ることによって、子どもが 1 歳になるまでの間で希望する期間、育児のために休業できる制度
	一般世帯	住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者（施設等の世帯を含まない）
	AI	Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。人工知能とは、知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術のこと。
	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。
か行	核家族世帯	夫婦のみの世帯と、夫婦と未婚の子どもから成る世帯（ひとり親と未婚の子どもから成る世帯も含む）
	教育・保育施設	認定こども園法第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園及び児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所の総称
	合計特殊出生率	1 人の女性が一生の間に何人の子どもを産むかを表す数値。15 歳から 49 歳の女性の年齢別出生率を合計して算出する。
	子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導を行うとともに、子育てサークル等の育成を通して、子育て家庭のネットワークづくりを支援する施設
	子ども・子育て関連 3 法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

用語		内容
か行	子ども・子育て支援法	すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする、新たな施設型給付・地域型保育給付の創設、必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築、地域の子ども・子育て支援の充実に関する法（平成 24 年法律第 65 号）
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする法（平成 25 年法律第 64 号）
さ行	次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会の実現を目的とする、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的な推進に関する法（平成 15 年法律第 120 号） 平成 17 年度から 26 年度まで 10 年間の時限立法であったが、事業主に策定を義務づけた行動計画の取組みを継続して推進するため、平成 27 年度から 36 年度までの 10 年間延長されることが決定された。
	施設型給付	教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）を通じた共通の給付
	児童館	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設の一種。児童の遊びを指導する児童厚生員が配置されている。
	児童虐待	保護者などが子どもの身体・精神に危害を加え、適切な保護・養育を行わないこと。なぐる・けるなど暴力を加える身体的虐待、言葉による脅かし・面前での DV などの心理的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄・怠慢）の 4 つのタイプがある。
	周産期医療	ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、その他の産科医療及びハイリスク新生児の集中治療、管理などの新生児医療の総称
	出生率	一定期間の出生数の人口に対する割合。一般に、人口 1000 人当たりの 1 年間の出生児数の割合をいう。
	小規模保育	主に 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で行う保育
	食育	食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成を行うための学習等の取組み
	親族世帯	2 人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯
	その他の親族世帯	2 人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがある世帯で核家族でない世帯

用語		内容
た行	単独世帯	世帯人員が1人の世帯
	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付
	DV	ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力
な行	ネウボラ	フィンランドで制度化されている妊娠・出産・子育てに関する支援施設のこと。妊娠、出産から就学前までの育児を切れ目なく継続的に支援するのが特長。ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味
は行	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの
	非親族世帯	2人以上の世帯人員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯
	ペアレント・トレーニング	発達障害者の親が自分の子どもの行動を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方やしかり方を学ぶための支援
	放課後子供教室	全ての小学生を対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を定期的に設ける事業。地域住民や学生の協力を得て、スポーツや文化活動の体験、地域住民との交流等を行う。
	放課後児童クラブ	共働き家庭等の小学生を対象として、放課後に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。実施基準に基づき、専用施設に指導員を配置しており、月曜日から土曜日まで週6日の利用が可能。
ま行	未婚率	人口に対する未婚者（まだ結婚をしたことのない人）の割合
や行	要保護児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認める児童
	幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料が無料となること。
	幼保連携型認定こども園	内閣府が所管する、幼児教育・保育を一体的に提供する施設で、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる。

用語		内容
ら行	療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、身体や知的に障害のある児童等について、早期発見と早期治療及び相談・指導を行い、障害の軽減や訓練等による基礎的な生活能力の向上を図ること。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	個人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。